

畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱

	平成23年	4月	1日付け22	農畜機第4417号
一部改正	平成23年	7月	1日付け23	農畜機第1401号
一部改正	平成24年	4月	1日付け23	農畜機第5275号
一部改正	平成24年	5月21日付け24	農畜機第	800号
一部改正	平成25年	4月	1日付け24	農畜機第5360号
一部改正	平成25年12月25日付け25	農畜機第3925号		
一部改正	平成26年	3月31日付け25	農畜機第5330号	
一部改正	平成26年	6月16日付け26	農畜機第1250号	
一部改正	平成26年10月15日付け26	農畜機第3104号		
一部改正	平成27年	4月	1日付け26	農畜機第5728号
一部改正	平成27年	4月15日付け27	農畜機第	206号
一部改正	平成27年	8月	4日付け27	農畜機第2142号
一部改正	平成28年	4月	1日付け27	農畜機第5455号
一部改正	平成29年	3月27日付け28	農畜機第6235号	
一部改正	平成30年	3月19日付け29	農畜機第6539号	
一部改正	平成31年	3月26日付け30	農畜機第7510号	
一部改正	令和2年	3月25日付け	元農畜機第7691号	
一部改正	令和2年	5月29日付け	2農畜機第1270号	
一部改正	令和3年	3月30日付け	2農畜機第7298号	
一部改正	令和3年	6月28日付け	3農畜機第1873号	

国内におけるBSE発生を契機として、牛由来肉骨粉や牛せき柱については、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止された。このような状況の中で、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、ひいては消費者の食の安全・安心を脅かすことが懸念されるところである。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、牛由来肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安心・安全の確保を図る事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- 1 別添1の1、別添2及び別添3の事業にあつては、令和3年度畜産業振興事業等に係る公募要領（令和3年1月15日付け2農畜機第5539号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。
- 2 別添1の2の事業にあつては、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているものに限る。）、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものに限る。）（これらを総称して以下「農協等」という。）とする。

第2 事業の名称等

この事業の名称等は、次のとおりとする。

- 1 肉骨粉適正処分対策事業
 - (1) 肉骨粉の適正処分を支援する場合にあつては、公募団体が実施する事業とし、事業の内容等は別添1の1のとおりとする。
 - (2) 畜産副産物の有効活用を支援する場合にあつては、農協等が実施する事業とし、事業の内容等は別添1の2のとおりとする。
- 2 牛せき柱適正管理等推進事業
公募団体が実施する事業であつて、事業の内容等は別添2のとおりとする。
- 3 畜産副産物需給安定推進事業
公募団体が実施する事業であつて、事業の内容等は別添3のとおりとする。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度とする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。
- 2 肉骨粉適正処分対策事業実施要綱（平成21年4月1日付け21農畜機第106号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱の第7の実績報告、第8の消費税及び地方消費税の取扱い及び第9の帳簿等の整備保管等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月1日付け23農畜機第1401号）

この要綱の改正は、平成23年7月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。ただし、「別添6」を「別添6-1」に改める改正については、平成23年4月15日から適用する。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第5275号）

- 1 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に終了した事業については、この要綱による改正前の事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号）の第3の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成24年5月21日付け24農畜機第800号）

この要綱の改正は、平成24年5月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5360号）

- 1 この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年12月25日付け25農畜機第3925号）

この要綱の改正は、平成26年1月4日から施行する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5330号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成26年6月16日付け26農畜機第1250号）

この要綱の改正は、平成26年6月16日から施行し、平成26年5月13日から適用する。

附 則（平成26年10月15日付け26農畜機第3104号）

この要綱の改正は、平成26年10月15日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5728号）

- 1 この要綱の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成27年4月15日付け27農畜機第206号）

この要綱の改正は、平成27年4月15日から施行し、平成27年4月1日から

適用する。

附 則（平成27年8月4日付け27農畜機第2142号）

この要綱の改正は、平成27年8月4日から施行し、平成27年7月6日から適用する。

附 則（平成28年4月1日付け27農畜機第5455号）

- 1 この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成29年3月27日付け28農畜機第6235号）

- 1 この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成30年3月19日付け29農畜機第6539号）

- 1 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成31年3月26日付け30農畜機第7510号）

- 1 この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年3月25日付け元農畜機第7691号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和2年5月29日付け2農畜機第1270号）

この要綱の改正は、令和2年5月29日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和3年3月30日付け2農畜機第7298号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度に終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年6月28日付け3農畜機第1873号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年7月1日から施行する。

2 この規程の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。